# 印西市の市民参加条例をつくる会

第4号

ワークショップニュース

2007.3

事務局:印西市総務部企画政策課企画政策班 印西市大森2364-2 0476-42-5111(代)

# 市内4駅圏で説明会を開催し、たくさんのご意見をいただきました!

第1ステ

市では、市民のまちづくりへの参加の基本的なルールとなる市民参加条例の策定に向け、市民の皆さんと市職員のプロジェクトを中心とした「印西市の市民参加条例をつくる会」を設置し、条文案づくりを進めています。

今回は、「つくる会」の第10回(第1ステージから通算24回)と、市内4駅圏(木下、小林、CNT中央、牧の原)で開催した説明会の概要を報告します。

第10回つくる会では、参加者の思いを山崎市長に伝え、市長よりコメントをいただきました。その後4地区で行う説明会をどのように行うか、地区毎のグループに分かれ打ち合わせを行いました。

つくる会の皆さんの知恵と工夫により、 説明会には4地区で合計186名もの参加があ り、多数のご意見をいただくことができま した。

〈第10回つくる会〉 各地区ごとに工夫 をこらした説明会 を企画しました。





〈説明会〉

小林駅圏では、 ワークショップ 方式で説明会を 実施しました。

#### ~市民参加条例策定の全体の流れ~

### H16. 5. 20~H18. 6. 30

◆第1回市民会議~第4回市民会議 〈条例作りについて〉

- ◆第5回市民会議~第10回市民会議 〈他事例の研究〉
- ●地区市民会議
- ◆第11回市民会議~第14回市民会議 〈今後の進め方〉
- ●中間報告



◆第1回つくる会(15) H18.7.14

◆第2回つくる会(16) H18.7.20

●市民参加講演会

H18. 8. 10

◆第3回つくる会(17) H18.8.10

◆第4回つくる会(18) H18.9.22

◆第5回つくる会(19) H18.10.11

◆第6回つくる会(20) H18.10.27 \*第1回条文策定部会(11/10)

◆第7回つくる会(21) H18.11.14

\*第2回条文策定部会(11/17)

\*第3回条文策定部会(11/22)

◆第8回つくる会(22) H18.11.29

\* 第 4 回条文策定部会(12/13)

◆第9回つくる会(23) H18.12.15

★パ**フリックコメント** 1/5(金)~2/4(日) ★地区説明会 1/28(日) 1/30(火)

◆第10回つくる会(24) H19.1.19

\*第1回前文検討部会(2/6)

\*第2回前文検討部会(2/7)

\* 第 3 回前文検討部会 (2/8)

\*第4回前文検討部会(2/9)

◆第11回つくる会(25) H19.2.14

◇第12回つくる会(26) H19.3.13

★条例案を市長に提出 H19.3.28

作成・決定

条例素案の検討

条例素 案の

# 第2ステージ (H18.7.14~H19.3.31)

# ◆第10回つくる会(24) H19.1.19 ~条例案を確認し、地区説明会の進め方を検討する~

第10回では、条例に対する思いを山﨑市長へ伝え、市長からコメントをいただきました。 その後、地区説明会のプログラムについて、各地区に分かれて検討しました。

### 市長へ思いを伝える

# 委員 ●他条例との関係を位置付けて欲しい

多くの市民にとって、他の条例との関係はどうなのか?があると思うので、他の条例との関係を位置付けて欲しい。

### ●いかに運用していくか

いかに運用していくかを見えるような 形で、市民に説明していけるか。それを わかりやすくしたい。

# 市長 ■市民の皆様にわかりやすく!

運用や位置付けなど、精査しなければならないものもあるが、市民の皆様にわかりやすいものになるようにしたい。

# **委員** ●市民が市政に自ら参加していく思い

市民が市政に自ら参加し協働でやっていく思いを条文の中に入れていきたい。いろんな機会に提案したり、市と企画の段階から一緒にやっていけたら良い。

### ●説明会に向けて

条文に「なるほど」というものを入れ た方が、地区説明会等で広い意見をもら う時にアピールしていけるのでは?

#### ●市長へ

市民が参加していくことが市をよくするものと、市長もフォローしてください。

# **委員** ●是非この内容で制定してほしい

出来たものは大変立派で、他の自治体と比べても素晴らしい。特に第13条の市民提案手続きは、他の条例から抜きんでている。和光市にも同じようなものがあるが、対象事項や年齢に制限があり、また市から聞かれたものに応えるような形。印西市は未来の印西市を担う、中高生の思いを市にぶつけられるいい制度だと思うので是非、この内容でお願いしたい。

# 市長 ■皆様の意見を尊重していきたい

「誰でも提案できる」というのは、と ても開かれた考えである。皆様の議論を 尊重し、議会に提案していきたい。

黒澤明監督の「生きる」という映画(1952 作品)を見たが、"行政のたらいまわし" "公務 員の事なかれ主義"を描写したシーンがある。 黒澤監督のメッセージは、解決すべき問題に 立ち向かわず何も成さなければ、生きていて も死んでいるのと同じという皮肉である。

市民の役に立つ所となるよう、 市役所は「生きいき」としなくて はならない。市民の皆様のたくさ んの思いが込められているこの条 例が「生きる」よう、市民参加を 責任もってやっていきたい。



山崎市長

## 地区説明会のプログラム検討



木下駅圏 みんなで役割分担して 説明しよう。口コミで1人 でも多くの市民に参加し てもらおう。

# 小林駅圏 チラシを別途作りポスティングして人を集める。 ワークショップを実施して意見をまとめたい。





CNT駅圏 身近な事例を交えながら、分かりやすく説明したい。来てくれた人皆が発言できるように。

### 牧の原駅圏

つくる会一人一人の市 民参加のイメージを話 い、全体で意見交換を行 いたい。



# 4駅圏地区説明会

### 木下駅圏

小林駅圏

日程:平成19年1月30日(火)10:00~

場所:印西市文化ホール

参加人数:57名

この回は市の職員の多数参加があり、市 民が職員に説明するという構図になりまし た。時折質問を交えながら、担当委員全員 が交代でそれぞれの思いを込めて条例素案 を説明するユニークな説明会となりました。 市民会議での真剣な職員との議論を体験し、 市民参加条例に対する考えが変わったとい うある委員からの率直な報告が深く印象に 残りました。身近な公園を事例にあげ、従 来の方法と新しい参加の方法の違いをイメ

ージ図を使って説明する工夫をしました。



日程:平成19年1月28日(日)14:00~

場所:小林公民館 参加人数:52名

小林地区はまちづくりワークショップの 経験もあるということで、説明会にワーク ショップを取り入れ、短い時間でしたが、 たくさんの意見をポストイットに書いてい ただきました。「市民提案手続がなぜ10人以 上の連署なのか?」「市民参加条例をつくる メリットは?」「今なぜ市民参加条例が小林 地区に必要なのか?」「市民参加を促進する ための作業実行部隊をつくってはどうか」 など、地域に密着した課題から素案そのも

のの内容まで幅広 い意見と提案が多 数集まりました。



## 中央駅圏

牧の原駅圏

日程:平成19年1月30日(火)14:00~

場所:中央駅前センター

参加人数:38名

説明が終わり、意見交換に入る前にみんなで簡単な体操をして気持ちと体をほぐしました。会場に集まった全員が住まいと居住歴、家族構成を紹介して一言ずつ話しをする、温かみのある説明会になりました。

発言の中には、高齢化に伴い利用されなくなってしまった公園の問題や、ある日突然自然を破壊する開発に対する疑問など日頃感じている問題が紹介されました。かつては受け身だった市民が、大きく変わりつ

つあると感慨 深げに語った 方もいました。



日程:平成19年1月28日(日)10:00~

場所:そうふけ公民館

参加人数:39名

二人の委員からプロセスと条例素案を説明した後、会場全体で意見交換が始まりました。市民活動推進条例と市民参加条例の関係、間接民主主義の仕組みである議会との関係、既存の市民参加の方法である審議会・請願・陳情の手続きとの関係、推進会議の運営イメージなど、いずれも条例の本質に関わる重要な問題について白熱した意見交換が交わされました。

次々と建設されつ つある商業施設を見 て、「景観を守るルー ルが作りたい」とい う、切実な思いを話 された方もいました。



# 説明会で出された主なご意見

- ♣なぜ、この条例が必要なのか。
- ♣ 今後、市民に負担が増えるのか。
- ♣ 市民活動推進条例と、この市民参加条例の 違いがわかりづらい。
- ♣ 市民参加条例には、議会や議員の役割は入 らないのか。
- ♣ 市民の定義に法人が入っているが、大きな 企業が大きな力で発言するということを疑 問に思う。
- ♣ 市民が動かなければ何も起きない。動く市 民の育成をどうするか。
- ♣ 市民参加は市民だけでなく、職員の意識の 改革が必要。
- ♣ 大規模な公共施設と、身近な公共施設と条 文の中に出てくるが違いを明確にさせるべ きでは。

- ♣ みんなが納得できる意見が通るようにした
- ◆審議会の公募委員数が少ないのではないか。
- ♣ 市民の意見は、多種多様な人々が参加して 初めていい考えがまとまる。多数の意見を 聞いたほうが良い。
- ♣ 子どもの提案権はよいことだが、保護者と ともにという内容を入れ、税金を払ってい るものに限定するのが良いのでは。
- ♣ 公共施設の計画について同時に何ヶ所もの 公共施設が対象に、なった場合はどうする のか。
- ♣ アンケートが市から来たことがあるが、選 択式で自由意見を書く欄がなかった。アン ケートの取り方にも考慮して欲しい。

# ▲ パブリックコメントの主なご意見

1月5日(木)~2月4日(日)のパブリックコメント募集期間中に、14人の方から意見が提出 されました。意見の概要は下記のとおりです。

- ♣ 市民に法人を含めるのであれば、条例上に おいて法人が参加する方法への配慮が必要 ではなかろうか。
- ♣ 積極的な情報の提供によって市民参加の機 会を確保する。
- ♣ 仮に小学生の意見が出た場合、子供の視線 にたって物事を考え納得させる回答を出せ るかが疑問。
- ♣ 第14条第3項(2)に記載してある学識 経験者と記載されていますが、実際にどの 程度の専門的経験・知識が必要か不明確。
- ♣ 提案手続について、責任を果たせる年齢の 市民だけがものを言うべきであり、子供は 保護者に託すべき内容。
- ♣ 市民参加は、その性格上、特に徹底した公 開性が求められることを充分考慮する必要 がある。
- ♣ 推進会議においては、公正な見識のある委 員の選出が大事であるが、各地域の情報に 詳しい町内会との関係はどうするのか、配 慮が必要。

- ♣ 提案事項の受け皿を、市の担当部署が対応 すると明確に書いたほうが良い。
- ♣ 市民活動推進条例との関連について、主た る論点を整理すること。
- ♣ 「市民提案手続」の年齢制限だが、今後の まちづくりには子供の意見がとても重要に なってくる。次世代のまちづくりの主役を 育成していく為に、子供達が自覚を持ちま ちづくりに参加していくためには年齢制限 をはずすことが必要なのでは
- ♣ 市民提案手続には、一定の年齢制限を設け るべきの方の意見を採ります。
- ♣目的は、もっと簡潔に表現する
- ♣ 「意志」・「意思」を正しく整理する。
- ♣ 市民参加の方法の第2項の、「適切な時期に、 1以上の適切な方法」というのは、恣意的 に運用されることにならないのか?
- ♣ 推進会議の設置は、公募により選出された 市民が、委員の半数以上となるようにする ことを明記する。
- ♣ 議会があるのに、市民参加が必要なのか。



説明会やパプリックコメントでは、本当にたくさんのご意見をいただくことができました。 このいただいたご意見を参考に、「つくる会」で条例案の内容を検討していきます。